

分配に関する国際ルール

音楽著作権管理団体の国際組織 CISAC が定める、演奏権に関する標準相互管理契約書には、著作権保護のため、1 曲の使用料に占める音楽出版者の取分の合計は 1/2 を超えてはならない、という条項があります。

世界中の著作権管理団体が、団体間で相互管理契約を結ぶとき、これと同じ条項を盛り込んで契約し、作詞者・作曲者の取分を管理団体から直接送金することとしています。

JASRAC の著作物使用料分配規程においても、演奏権使用料について音楽出版者が使用料の 1/2 を上回る取分を持つことを認めていないのは、この国際ルールによるものです。